

インフルエンザ定期 予防接種のお知らせ

インフルエンザが流行する季節がやってきました。多くのかぜは鼻水、くしゃみ、咳、微熱が中心でただららと続きますが、インフルエンザは38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身症状が強くあらわれます。気管支炎や肺炎、小児では中耳炎やけいれんなどを併発し、重症化することがあります。流行が始まると、短期間に乳幼児から高齢者まで感染するという特徴があります。

そこで大切なのが『予防接種』。予防接種で完全に感染を予防することはできませんが、感染した場合の重症化防止の手段としては有効です。インフルエンザの流行を考慮し、12月中旬頃までに接種を受けることが望ましいでしょう。また、手洗い・うがい・マスクもウイルスの侵入を少なくすることができます。日ごろから、十分な栄養、睡眠をとり室内が乾燥しないように気をつけましょう。

【対象者】

四十十町に住民登録があり、接種当日次の①②のうち、本人が接種を希望する方
①65歳以上の方
②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある

方(身体障害者手帳1級相当の方)
【実施期間】
10月1日(水)～12月31日(水)
(ただし、委託医療機関の休診日は除く)

【実施医療機関】

県下委託医療機関
(四十十町内の医療機関で接種できます。)

【申し込み】

事前に希望の医療機関に接種日時等をご確認の上、健康保険証を持参し、申し出てください。予診票は医療機関窓口においてあります。

【接種料金(自己負担金)】

1,000円
(接種費用は4,588円かかりますが、残り3,588円を公費(町)で負担します。)

※公費負担で接種できるのは、実施期間中一回だけです。

※「生活保護受給」の方は、免除証明書(役場で発行)を持参すれば自己負担金が免除となります。免除対象の方は、左記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

本庁 健康福祉課

☎22-3115

大正総合支所町民生活課

☎27-0112

十和医療福祉センター

☎28-5252

せまち直し事業 (水田等)のお知らせ

平成21年度から町内全域を対象にせまち直し事業を左記により実施することとなりましたので希望される方は申請してください。

【事業内容及び補助率】

植栽面積10a当たり事業費100万円以内・補助率2分の1以内

【対象要件】

- 1 国及び県の採択要件に該当しないこと
- 2 補助金の限度は100万円以内とする
- 3 農地の転用については土地改良法に準じる
- 4 法定外公共物(用排水路及び里道)の変更を行う場合には地権者で届出を行い処理すること

【申請締切日】

平成21年1月13日

お問い合わせ先

本庁 建設課

☎22-3120

大正総合支所 産業建設課

☎27-0113

十和総合支所 産業建設課

☎28-5113

納期内納付にご協力ください ～税務課～

■ 各納期月 ～11月は固定資産税と国民健康保険税(普通徴収)の納期月です～

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町 県 民 税			1期		2期		3期		4期			
固 定 資 産 税		1期		2期		3期		4期				
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
軽 自 動 車 税		全期										

納期内納付にご協力をお願いします。納期限(各月末)を過ぎますと、督促手数料や延滞金が加算されます。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-3116